

## 個別コンサルティング利用に関する要綱

31 才大輸第 71 号  
令和元年 6 月 27 日

### (目的)

第 1 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）では、国内外の様々な地域より多くの方々が競技参加、観戦などに訪れることから、期間中の交通量の増加を見込んでいる。そのため、東京都は企業及び団体等（以下「事業者」という。）に交通需要マネジメント（通称：TDM）へ協力いただき、東京 2020 大会時の交通混雑を緩和し、大会輸送と経済活動との両立を目指している。

この要綱は、事業者を対象にそれぞれの事情やエリア毎の課題を個別にアドバイスするなどの、個別コンサルティングの実施に関する基本的な事項を定めるものとする。

### (対象事業者)

第 2 個別コンサルティングを利用することができる事業者は、次に掲げるものとする。

- (1) 2020TDM 推進プロジェクトへの登録が完了していること
- (2) 2020 アクションプラン作成の意思があること
- (3) 2020TDM 推進プロジェクト運営事務局（以下「事務局」という。）からのアンケートに協力できること

### (形式)

第 3 個別コンサルティングの利用は事前予約制とする。

2 個別コンサルティングは、原則として利用する事業者が会場に訪問する形式とする。やむを得ずコンサルタントが事業者を訪問する場合には、訪問先は原則として首都圏内に限るものとする。

### (費用)

第 4 個別コンサルティングに関わる費用は、事務局が負担するものとする。ただし、利用する事業者が会場を訪問する際の交通費は事業者が負担するものとする。

### (回数)

第 5 個別コンサルタントによるアドバイスは、原則として 1 事業者あたり 3 回までとする。

### (時間)

第 6 1 回あたりの対応時間は 1 時間程度とする。

### (アクションプランの策定)

第 7 個別コンサルティングを利用する事業者は、原則としてアクションプランを策定するものとする。

附 則 この要綱は、決定日から施行し、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。